

鳶尾第一住宅管理組合
管理規約・協定・細則の棊

会計細則

会計細則-目次

第1章 総則-----35	第4章 予算の作成及び補正-----40
第1条（総則）-----35	第21条（予算の作成と提案）----40
第2条（定義及び用語）-----35	第22条（補正予算の作成）----41
第3条（収支別会計並びに会計別科目）-----35	第5章 会計帳簿及び会計報告-----41
第4条（預かり金会計、科目、預かり金金額、納付、利息等及び管理）-----35	第23条（会計帳簿）-----41
第5条（各会計の管理）-----36	第24条（会計報告及び監査報告）-----41
第2章 収入-----36	第6章 雑則-----42
第1節 総則-----36	第25条（台帳類の作成等）----42
第6条（収入）-----36	第26条（借入れ）-----42
第7条（収入の管理及び口座の開設）-----36	第27条（会計文書類の保存期間）----42
第8条（預貯金通帳又は証書の保管）-----37	第28条（別表の改訂に関する特例）-----42
第2節 組合費等-----37	第29条（細則運用規程）-----42
第9条（組合費等の払込み）----37	第30条（細則外の事項）-----42
第10条（組合費等払込みの確認、滞納、督促及び遅延損害金等）-----37	第31条（改廃）-----42
第11条（組合費等納付状況の報告）-----38	附則-----42
第3節 駐車場料金等-----39	会計細則別表第1（会計細則第3条第2項関係）-----44
第12条（駐車場料金等）-----39	会計細則別表第2（会計細則第3条第3項関係）-----45
第13条（駐車場料金等の金額）--39	会計細則別表第3（会計細則第5条第 項関係）-----46
第14条（駐車場料金等の納付と方法）-----39	
第15条（駐車場料金等の納付の確認、督促及び遅延損害金等）-----39	
第16条（使用料等の金額）-----39	
第17条（駐車場料金等及び使用料等の繰入れ区分）-----40	
第3章 支出及び決算-----40	
第18条（支出）-----40	
第19条（支払い方法）-----40	
第20条（証拠書類）-----40	

会計細則

制定 昭和61年4月(1986-4)第10回通常総会
 改正 平成 2年4月(1990-4)第14回通常総会
 平成13年4月(2001-4)第25回通常総会
 平成26年4月(2014-4)第38回通常総会

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、鳶尾第一住宅管理組合（以下「管理組合」という。）管理規約（以下「規約」という。）に定めた会計処理を適性かつ円滑におこなうため、規約第80条に基づき、この細則を定める。

(定義及び用語)

第2条 この細則において、規約に定めた定義及び用語を使用する。

(収支別会計並びに会計別科目)

第3条 収支別会計は、規約第34条（区分経理）、同第35条第2項（使用料等）及び総会決議に基づく会計として、次の各号に定めることとする。

- 一 組合費会計
 - 二 修繕費積立金会計
 - 三 駐車場費会計
 - 四 駐車場修繕積立基金会計
 - 五 総会決議に基づく特別会計
- 2 第1項各号の会計別収入科目は、会計細則別表第1とする。但し、予算作成時に収入科目として収入の予見が不可能な科目又は見込まれない科目は、省略することができるものとする。
- 3 第1項各号の会計別支出科目は、会計細則別表第2とする。但し、予算作成時に支出しない科目は、省略することができるものとする。

(預かり金会計、科目、預かり金金額、納付、利息等及び管理)

第4条 預かり金会計は、駐車場運営細則第8条（敷金条項）に基づく会計とし、この預かり金を駐車場敷金という。

- 2 前項に定めた会計の名称を駐車場敷金会計とする。
- 3 駐車場敷金会計の決算科目は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 契約欄は、次のとおりとする
 - イ 前期繰越金
 - 新規契約預かり金
 - 二 解約欄は、次のとおりとする
 - イ 解約返還金
 - 次期繰越金
- 4 駐車場敷金は、1契約につき14,000円とする。

- 5 駐車場敷金の預け入れは、駐車場契約が成立したとき当該契約者が指定金融機関の指定口座へ振り込むものとする。この駐車場敷金には、利息を付けない。
- 6 管理組合は、預かり金を安全に保管するため第7条第2項から第6項までを準用し、金融機関に預貯託できるものとする。預貯託に伴う預貯金利息は、第3条第1項第二号の修繕費積立金会計の雑収入科目へ繰入れるものとする。
- 7 駐車場敷金会計の管理者は、駐車場理事とする。駐車場理事がこの職務遂行に支障が生じたときは、理事会の決議によりこれを補佐する理事が担当するものとする。

(各会計の管理)

- 第5条 各会計の管理は、会計細則別表第1に区分された会計によりおこない、次の各号に定めた理事が分担する。但し、各号に定めた理事が職務遂行に支障が生じたときは、理事会の決議を経てここに定めた理事を補佐する理事が担当するものとする。
- 一 組合費会計の担当は、理事長とする
 - 二 修繕費積立金会計の担当は、会計理事とする
 - 三 駐車場費会計の担当は、駐車場理事とする
 - 四 駐車場修繕積立基金会計の担当は、駐車場理事とする
 - 五 総会決議に基づく特別会計の担当は、当該総会決議に基づく理事とする
- 2 前項により管理を行なう理事（以下「担当理事」という。）は、指定金融機関及び預貯託した金融機関において、それぞれ担当の預貯金口座を作成し、事務局長に指示して、組合費等の入出金の記入を受けるものとする。
 - 3 担当理事は、預貯託金額を確認し、必要あるときは理事会の決議を得て、普通預貯金口座から定期預貯金口座に、定期預貯金口座から普通預貯金口座へ移動することができる。

第2章 収入

第1節 総則

(収入)

- 第6条 規約第72条（収入及び支出）第1項に定めた収入をいい、科目名称及び金額等は会計細則別表第3とする。

(収入の管理及び口座の開設)

- 第7条 管理組合は、得た収入を銀行若しくは郵便局へ預ける等、確実・安全かつ有利な方法により管理しなければならない。但し、小口の現金支払いを必要とする場合において、理事会が定める金額の範囲内は、この限りでない。
- 2 収入は当分の間、駿河銀行厚木蔦尾支店（以下「指定金融機関」という。）及びみずほ銀行厚木支店に預託口座を設けるものとする。
 - 3 前項にかかわらず理事会の決議により、郵便局或いは安全かつ有利な金融機関に預貯託口座を設けることができる。
 - 4 預貯託口座の種類は、次の各号とする。
 - 一 普通預貯金・無利息型普通預貯金（流動性預貯金）

- 二 定期預貯金
- 三 その他総会が認めた預貯託
- 5 理事会及び事務局長は、安全かつ有利な預貯託を維持するため、金融機関の経営状態の把握に努めなければならない。
- 6 理事会は、ペイオフ発動等のとき損害を最小限に止めるための措置を速やかに取ることができる。

（預貯金通帳又は証書の保管）

第8条 口座開設に伴い該当する金融機関から発行された通帳又は証書は、事務局の金庫において保管する。

第2節 組合費等

（組合費等の払込み）

- 第9条 管理組合は、規約第37条（届け出義務等）第1項及び第2項に定める組合費等納入指定者が規約第75条（組合費等の徴収）第1項により開設した指定金融機関の口座から、組合費、修繕費積立金及び外住者負担金として第3項に定める請求額を指定金融機関との契約により管理組合が指定する口座へ振り替えることができる。
- 2 組合費等納入指定者は、第3項で定めた組合費等の金額を規約第75条第1項に定めた払込み月の指定期日（偶数月の27日。同日が当該指定金融機関の営業日でないときは、その翌日とする。以下同じ。）までに払い込まなければならない。なお、払込みの期限は指定された払込み月の翌月27日（以下「納付期限」という。）までとする。
 - 3 組合費等の払込額は、会計細則別表第3に定めた金額の払込み月とその翌月の2か月分を合計した金額とする。
 - 4 組合費等納入指定者は、総会により組合費一時負担金又は修繕費一時負担金の払込みを決議されたとき、その金額を指定期日までに指定金融機関へ払い込まなければならない。
 - 5 組合費等納入指定者口座の資金不足等による未納のため発生する振替手数料は、当該組合費等納入指定者又は当該組合員の負担とする。

（組合費等払込みの確認、滞納、督促及び遅延損害金等）

- 第10条 理事長の指示により事務局長は、指定金融機関から送付された預金口座振替結果合計表或いは組合費等領収済通知書により組合費等の払込み状況を確認しなければならない。
- 2 理事長の指示により事務局長は、指定期日を経過しても未納の組合費等納入指定者に対して速やかに請求通知書を送付又は電話による請求を行い、担当理事へ該当する組合費等納入指定者氏名、金額及び請求通知書の送付等を報告しなければならない。
 - 3 指定期日を1か月経過しても未納の状態を滞納とし、理事長の指示により事務局長は、該当する組合費等納入指定者又は団地建物所有者（以下「滞納者」という。）に対し、以下の各号に定めた方法により請求を行わなければならない。なお、引続

き滞納しているときは、その経過を理事長に報告し必要な指示を受けなければならない。

- 一 指定期日の翌月末日までに納付が無いときは、文書により遅延損害金及び手数料を加えた請求額を当該滞納者へ通知する
 - 二 指定期日から起算して納付遅延が4か月を越えるときは、文書により遅延損害金及び手数料を加えた請求額と法的手段への移行予告を当該滞納者へ通知(内容証明郵便送付を含む)する
 - 三 指定期日から起算して納付遅延が5か月を越えるときは、文書により遅延損害金及び手数料を加えた請求額と法的手段着手(規約第83条《理事長の勧告及び指示等》第1項の適用)の通知(内容証明郵便送付を含む)を当該滞納者へ対しおこなう
 - 四 理事長は、事務局長から前号の通知にもかかわらず滞納が改善されない報告を受けたとき、理事会の決議を得て規約第82条(理事長の勧告及び指示等)第3項各号を適用し、弁護士を選任して訴訟準備を整え、訴訟手続きへ移行することができる
- 4 前項各号の遅延損害金、手数料、法的手段への経費の額並びに滞納請求総額は、次の各号で定める。
- 一 遅延損害金は、滞納金額に納付期限の翌月1日から起算した日数に規約第75条第2項に定めた利率を乗じた計算により算出した額をいう
 - 二 手数料は、督促にかかる通常請求文書作成費用として督促1回につき100円とする。郵送等送付に必要な経費並びに内容証明郵便作成費用或いは公正証書作成費用を要したときは、これに要した費用を手数料に加算することができる
 - 三 法的手段への経費の額は、弁護士費用、訴訟準備費用及び訴訟手続き費用等の合算額をいう
 - 四 引続き滞納するときの滞納請求総額は、請求額を基に第一号で定めた遅延損害金算出額と新たな手数料並びに新たな法的手段への経費を加算したものととする
- 5 理事長は、当該滞納者に対し滞納請求総額の納付日を指定することができる。
- 6 滞納者は、管理組合が発する請求総額を理事長が指定した納付日までに事務局へ持参するか、管理組合が指定する金融機関へ納付しなければならない。
- 7 納付された遅延損害金、手数料(第4項第二号の加算金を含む。以下同じ。)及び法的手段への経費は、次の各号へ入金するものとする。
- 一 遅延損害金及び手数料は、修繕費積立金会計の遅延損害金へ入金する
 - 二 法的手段への経費は、組合費会計の雑収入として入金する

(組合費等納付状況の報告)

- 第11条 担当理事から月間の組合費等納付状況の報告の指示を受けた事務局長は、毎月末日現在における組合費等の払込月別納付状況を翌月の定例理事会までに担当理事へ報告しなければならない。
- 2 担当理事から年間の組合費等納付状況の報告の指示を受けた事務局長は、年度末現在における組合費等の年間納付状況を担当理事が指定した日に報告しなければならない

ない。

第3節 駐車場料金等

(駐車場料金等)

第12条 この細則において駐車場料金等とは、規約第42条第2項第二号イ（駐車場の運営条項）及び同号ロ（来客用駐車場の運営条項）に定められた細則に定められた駐車場料金、来客用駐車場利用料及び来客用駐車場手数料をいう。

(駐車場料金等の金額)

第13条 駐車場料金等の金額は、駐車場運営細則及び会計細則別表第3に定めた金額とする。

(駐車場料金等の納付と方法)

第14条 管理組合は、駐車場料金等の納付方法を次の各項で定める。

- 2 管理組合は、駐車場契約者（駐車場運営細則第7条により理事長と駐車契約を締結した者をいう。以下同じ。）が規約第75条第1項により届出た指定金融機関の口座から第4項に定める金額を指定金融機関との契約による管理組合が指定する口座へ振替えることができる。なお、駐車場契約者と組合費等納入指定者が同一であるときは、第9条第1項で定める組合費等と駐車場料金を合算することができる。
- 3 駐車場契約者は、払込月の指定期日までに第4項で定める金額を第2項で定めた方法により納付しなければならない。
- 4 駐車場契約者の納付額は、払込月とその翌月の2か月分の金額を納付期限内に納付しなければならない。
- 5 来客用駐車場利用料並びに同手数料は、利用手続時において事務局窓口で現金払いとする。

(駐車場料金等の納付の確認、督促及び遅延損害金等)

第15条 担当理事より指示を受けた事務局長は、指定金融機関から送付された領収済通知書に基づき納付状況を確認する。

- 2 担当理事より指示を受けた事務局長は、指定期日を経過しても未納の利用契約者に対して速やかに解約予告及び請求通知書を送付又は電話による通知を行なうものとし、担当理事へは該当する者の氏名、金額及び請求通知書の送付等を報告しなければならない。
- 3 駐車場利用においては指定期日を1か月経過しても未納の状態を滞納とし、理事長は、滞納している者への措置として駐車場運営細則第14条第3項（契約解約条項）を適用し、契約を取り消さなければならない。
- 4 理事長は、前2項の手続きにより解約又は解除をしたにもかかわらず引続き駐車場に車両を置く者に対して、第10条第4項各号（遅延損害金条項）を準用し、利用料金に遅延損害金及び手数料を加算して請求することができる。この遅延損害金及び手数料は、修繕費積立金会計の雑収入に繰入れることができる。

(使用料等の金額)

第16条 規約第35条第1項に定める使用料等の金額は、会計細則別表第3とする。

（駐車場料金等及び使用料等の繰入れ区分）

第17条 駐車場料金等及び使用料等の繰入れ区分は、会計細則別表第1とする。

第3章 支出及び決算**（支出）**

第18条 駐車場敷金会計を除く各会計（第3条第1項及び第4条第2項に定めた会計をいう。以下同じ。）は、予算科目に従い当該年度の事業計画に定めた予算額を超えて支出してはならない。但し、担当理事は予見し難い予算の不足を補う等を理事会に提示し、理事会の同意を得て予備費を使用する場合はこの限りでない。

- 2 各会計の支出は、契約その他理事会が特に認めた場合を除き、債権者の正当な請求書又はこれに準ずる文書によるものとする。
- 3 事務局長が各会計の支出をおこなうときは、前項の文書を添付した「経費支出伺」を作成し、担当理事の承認を受けるものとする。
- 4 債権者からの支払い請求は、毎月月末をもって締め、翌月25日（当該日が指定金融機関の営業日でないときは、その前日）に支出することを原則とする。
- 5 職員に対する賃金の支払いは、職員就業細則第27条及び第28条に定めに従うものとする。

（支払い方法）

第19条 担当理事は、事務局長から支払い等のため普通預金払戻請求書（金融機関の指定する書面）に押印を求められたとき、内容を確認の上、押印する。

- 2 各会計の支払いは、振込払いを原則とする。
- 3 各会計の支払いを行なう者は、債権者から正当な領収証書又は支払いを証明できる文書（以下「証拠書類」という。）を受け取らなければならない。

（証拠書類）

第20条 事務局長は、月単位の経費支出総括表を作成し、これに支払月、科目別に編集した証拠書類を添付し、翌月の定例理事会に提出、出席理事の閲覧の後、担当理事の承認を受けなければならない。

第4章 予算の作成及び補正**（予算の作成と提案）**

第21条 理事長及び担当理事は、予算を作成する理事会の会議において次の各号の定め
に留意しなければならない。

- 一 事業計画（長期修繕計画、団地建物所有者の提案を含む）の内容を理事会において協議を重ね、事業内容の取捨選択には必要に応じてプロジェクト委員会に諮り、事業計画を立案すること
- 二 会計細則別表第1の収入科目を十分吟味し、収入額を算出する
- 三 会計細則別表第2の支出科目と事業計画との整合性を把握した支出額とすること

- 四 委託業務等は、業者から提出された見積額を審査し適正な支出額とすること
 - 五 経常的業務については、その遂行に支障の無い内容とし法的な指摘を受けないように心掛けること
 - 六 組合費会計は、特別な場合を除き単年度収入額内に納めることを目標とすること
- 2 理事会は、事業計画を遂行するため前項に基づく予算書を作成する。
 - 3 予算書は、会計細則別表第1及び会計細則別表第2により、会計名称別の収支科目を用いて作成する。
 - 4 理事長は理事会を代表して、事業計画案と共に予算案を通常総会に提案する。

(補正予算の作成)

第22条 理事長或いは担当理事が総会決議を受けた予算を補正するときは、理事会において補正内容を示す資料による協議をおこなった上で理事会の決議を得て、規約第73条第4項（増額補正）又は同条第5項（減額補正）を適用すること。

第5章 会計帳簿及び会計報告

(会計帳簿)

第23条 規約第79条第一号に定める会計帳簿は、次の各号のとおりとする。

- 一 組合費金銭出納簿（組合費金銭出納整理簿を含む）
 - 二 修繕費積立金金銭出納簿（修繕費積立金金銭出納整理簿を含む）
 - 三 駐車場費会計金銭出納簿（駐車場費会計金銭出納整理簿・駐車場修繕積立基金会計金銭出納簿・駐車場修繕積立基金会計金銭出納整理簿を含む）
 - 四 駐車場敷金会計出納簿（駐車場敷金会計出納整理簿を含む）
 - 五 総会決議に基づく特別会計出納簿
- 2 帳簿は各会計の出納の都度、正確に記入するものとし、前渡金或いは小口現金について、特に手許金残高と帳簿残高とは合致するものとする。但し、電磁的方法により帳簿を作成するときは、該当する印刷物を帳簿として綴じるものとする。
 - 3 担当理事が必要であると認めた時は、第1項の帳簿の外に補助簿を設け、事務局長に記入させることができる。

(会計報告及び監査報告)

第24条 理事長は、毎年3月31日をもって、当該年度の会計帳簿を締切り、速やかに各会計の収支結果を監事に報告し、監査を受け、監査結果を決算報告書として理事会に報告を行い、その承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、事業計画及び予算書に基づき事業の実施内容をまとめ、監事による監査の結果を記した事業報告及び決算報告書を作成するものとする。
- 3 決算報告書は、会計細則別表第1及び会計細則別表第2により、会計名称別の収支科目を用いて作成するものとする。
- 4 理事長は、規約第74条第1項に従い理事会を代表して事業報告及び決算報告として通常総会において報告しなければならない。

- 5 監事は、規約第51条第1項に従い監査結果を通常総会に報告しなければならない。

第6章 雑則

(台帳類の作成等)

第25条 理事長は、規約第79条第二号及び第三号に定めた台帳類の作成及び保管を事務局に命じることができる。

- 2 事務局長は、管理対象物及び什器備品に増減が生じたとき、直ちに台帳へ記入するものとする。
- 3 前項の台帳類は、事務局で保管する。

(借入れ)

第26条 総会決議を得て管理組合が借入れを行なうときは、事務局は理事長の指示を速やかに執行しなければならない。

(会計文書類の保存期間)

第27条 会計文書類の保存期間は、この細則に定めるほか自主管理運営並びに事務局の組織及び運営に関する細則で定める。

(別表の改訂に関する特例)

第28条 規約等、細則等及び法令等の変更或いは総会の決議又は社会通念上の変化により、この細則に掲げる別表に改訂の必要が生じた場合は、理事会の決議によりおこなうことができる。この場合、理事会の定める方法（広報紙又は階段掲示）により団地建物所有者に周知しなければならない。

(細則運用規程)

第29条 理事会は、この細則に必要な具体的事項について細則運用規程を定めることができる。

(細則外の事項)

第30条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令の定めるところによる。

- 2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。

(改廃)

第31条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

附則

附則（昭和61年(1986年)4月第10回通常総会、制定）

(施行期日)

第1条 この細則は、昭和61年4月13日から施行する。

附則（平成2年(1990年)4月第14回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成2年6月1日から施行する。

附則（平成13年(2001年)4月第14回通常総会、改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成13年4月23日から施行する。

附則（平成26年(2014年)4月第38回通常総会、改正）

（細則名称等の変更）

第1条 昭和61年4月第10回通常総会において制定した「組合費等会計細則」を平成26年4月第38回通常総会において名称を「会計細則」と改正した。

（組合費等会計細則の効力）

第2条 組合費等会計細則によりこの細則の施行期日までに生じた効力は、この細則においても及ぶものとする。

（施行期日）

第3条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。

会計細則別表第1(会計細則第3条第2項関係)

会計名	収入科目名	備考
組合費 会計	組合費	規約第28条第1項第一号
	外住者負担金	規約第28条第1項第三号
	組合費一時負担金	規約第28条第1項第四号
	未収金	前年度末未収金額
	預貯金利息	組合費会計口座預貯金利息
	駐車場費会計からの振替金	第31回通常総会第6号議案決議に基づく額
	印刷機等保守費用	自治会との覚書(印刷機等保守費用)
	雑収入	自治会との覚書(集会所等一括使用料)・コピー機使用料・車庫証明発行手数料
	前期繰越金	規約第76条第1項(組合費余剰金)
	違約収納金	規約第75条第4項及び第82条第5項(弁護士費用等諸費用収納金)
	傷害保険金等	保険金・配当金等
	修繕費積 立金会計	修繕費積立金
修繕費一時負担金		規約第28条第1項第五号
駐車場費会計からの振替金		平成10年臨時総会第3号議案決議に基づく額
未収金		前年度末未収金額
遅延損害金		規約第75条第4項の適用
預貯金利息		修繕費積立金口座預貯金利息
雑収入		集会所等使用料・来客用駐車場手数料・駐車場敷金口座利息・規約第16条(第三者の使用)第3項及び第4項の規定による使用料
借入金		規約第78条(借入れ)による
前期積立繰越金		規約第76条第2項(修繕費積立金)
火災損害保険金等		保険金・配当金等
駐車場費 会計	駐車場料金	駐車場料金
	未収金	前年度末未収金額
	預貯金利息	駐車場費会計口座預貯金利息
	雑収入	来客用駐車場利用料
	前期繰越金	前年度余剰金
駐 車 場 修 繕 積 立 基 金 会 計	駐車場費会計振替金	駐車場長期修繕計画に基づく振替額
	預貯金利息	駐車場修繕積立金口座預貯金利息
	前期積立繰越金	駐車場長期修繕計画に基づく積立金
総 会 決 議 に 基 づ く 特 別 会 計	特別会計として総会に提案した科目	当該総会決議による
	預貯金利息	当該特別会計口座預貯金利息
	継続事業の場合の前期繰越金	当該継続事業への繰越金

会計細則別表第2(会計細則第3条第3項関係)

会計名	支出科目名	備考
組合費 会計	役員手当	役員の報酬等及び諮問機関委員の報酬等の費用
	管理業務費	職員の人件費並びに必要経費
	役員会議費	理事会及び諮問機関の会議等の会議運営費
	弔慰金等	居住者・職員の弔慰に関する細則に基づく費用
	組合運営費	規約第30条第1項の組合運営に要する費用
	給水管理費	同条第1項の給水等の管理に要する費用
	植栽費	同条第1項の植栽に要する費用
	営繕費	同条第1項の保守・維持等に要する費用
	公共料金	同条第1項の光熱・水道・通信等に要する費用
	設備備品費	同条第1項の備品購入等に要する費用
	防災隊協力費	同条第1項の防災・安全対策等に要する費用
	管理業務システム化費	同条第1項の管理業務の電子化に要する費用
	予備費	訴訟費用準備金及び計上科目の予備費用
	次期繰越金	第76条第1項(組合費余剰金)の次期繰越金
修繕費積 立金会計	長期修繕計画に基づく事業費用	規約第31条第1項第一号に要する費用
	総会決議に基づく管理対象物の事業	同条第1項第三号に要する費用
	雑排水管清掃費用・敷地内補修費	同条第1項第八号に要する費用
	コンサルタント費用	同条第1項第七号に要する費用
	調査費用(長期修繕計画作成等・建替え調査等)	同条第1項第四号から第六号に要する費用
	事故修繕費	同条第1項第二号に要する費用
	予備費	計上科目の予備費用
	次期積立繰越金	第31条第3項(修繕費積立金積み立て)
駐車場費 会計	駐車場運営費	照明用電気料、消火設備点検費用、事務経費及び抽選会経費
	補修費	第1駐車場～第5駐車場及び来客用駐車場の補修費
	公租公課	西側駐車場固定資産税等
	修繕費積立金会計への振替	平成10年臨時総会第3号議案決議に基づく額
	組合費会計への振替	第31回通常総会第6号議案決議に基づく額
	解約返済金	駐車場運営細則第6条第2項により還付
	予備費	消火設備使用等想定外費用及び計上科目の予備費用
次期繰越金	余剰金	
駐車場修 繕積立基 金会計	駐車場長期修繕計画に基づく支出科目	立体・西側駐車場の長期修繕計画
	総会で決議を受けた修繕科目	立体・西側駐車場修繕として限定
	駐車場事故修繕費	想定外事象等により必要となる修繕費
	次期積立繰越金	修繕計画に基づく積立
総会決議 に基づく 特別会計	特別会計として総会に提案した科目	当該総会決議による
	次期繰越金	当該総会決議による

会計細則別表第3(会計細則第6条関係)

名称	金額等	備考
組合費	1住宅当たり月額 4,600円	規約第30条第1項
修繕費積立金	1住宅当たり月額 6,000円	規約第31条第1項
外住者負担金	団地外居住団地建物所有者に限り、 1住宅当たり月額 200円	規約第33条
組合費一時負担金	当該総会決議での金額	規約第32条第1項
修繕費一時負担金	当該総会決議での金額	規約第32条第2項
違約収納金	訴訟等の各種経費額	規約第82条第5項
駐車場料金	1台当たり月額 6,000円	規約第42条第2項第二号イ
来客用駐車場利用料	1台1日当たり 300円	規約第42条第2項第二号ロ
来客用駐車場手数料	申込み1回当たり 200円	規約第42条第2項第二号ロ
集会所等使用料	集会所等使用細則第2条を適用 ・1時間当たり 200円 同細則第3条適用 ・1時間当たり800円	規約第42条第2項第二号ニ
自転車置場登録料	当該総会決議での金額	規約第42条第2項第二号ハ
集会場等一括使用料	年額12,000円	自治会との覚書条項
印刷機等保守費用	年額75,800円	同上
コピー機使用料	モノクロ1面に付き10円、 大量使用で用紙持込は1面6円 カラー1面に付き50円、 大量使用で用紙持込は1面36円	規約第42条第2項第二号ホ
車庫証明書発行手数料	一部に付き200円	規約第42条第2項第二号イ
東電電柱土地使用料	当該企業からの通知額	住宅公団から承継
NTT 電柱土地使用料 ※1	同上	同上
ウィルコム電柱土地使用料 ※2	同上	当該通信会社との契約
NTT 通信器材電力使用料	同上	同上
火災・損害保険金等	当該保険会社からの通知額	当該保険会社との契約
傷害保険金等	同上	同上

※1 NTTは、東日本電信電話(株)(2014年1月現在)とする。

※2 ウィルコムは、(株)ウィルコム(2014年1月現在)とする。